

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	東日本大震災に対処するための作業に従事した職員に対して、国家公務員に準じて特殊勤務手当を支給することとする等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	平成23年度11月補正予算案に計上予定
備 考	

1 岡山県職員特殊勤務手当支給条例（4において「条例」という。）第23条第1項に定めるもののほか、災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

(2) 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（(2)、(3)及び(4)において「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（(1)に掲げるものを除く。）

(3) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(4) 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域の屋外において行う作業（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）

2 1の手当の額は、作業1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1 (1)に掲げる作業のうち(2)に掲げるもの以外のもの 20,000円（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、20,000円にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）

(2) 1 (1)に掲げる作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 5,000円

- (3) 1 (2) に掲げる作業のうち屋外において行うもの 10,000円 (心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、10,000円にその100分の100に相当する額を加算した額)
  - (4) 1 (2) に掲げる作業のうち屋内において行うもの 2,000円
  - (5) 1 (3) に掲げる作業のうち屋外において行うもの 5,000円
  - (6) 1 (3) に掲げる作業のうち屋内において行うもの 1,000円
  - (7) 1 (4) に掲げる作業 2,500円
- 3 2 (3), 2 (5) 又は 2 (7) に掲げる作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊勤務手当の額は、2により職員が受けべき額に100分の60を乗じて得た額とする。
- 4 警察職員が東日本大震災に対処するため条例第33条第1項第10号に掲げる作業に引き続き5日以上従事したときは、同号の規定により定められる額にその100分の100に相当する額を加算した額を支給する。
- 5 その他規定の整備を行う。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第三項に見出しとして「（税務特別手当支給条例の廃止）」を付し、附則に次の四項を加える。

（東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例）

4 第二十三条第一項に定めるもののほか、災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下この項において「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）

三 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（前二号に掲げるものを除く。）

四 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域の屋外において行う作業（前三号に掲げるものを除く。）

5 前項の手当の額は、作業一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 二万円（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあつては、二万円にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）

二 前項第一号に掲げる作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 五千円

三 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 一万円（心身に著しい負担を与えるも

のとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあつては、一万円にその百分の百に相当する額を加算した額)

- 四 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 二千元
- 五 前項第三号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 五千元
- 六 前項第三号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千円
- 七 前項第四号に掲げる作業 二千五百円
- 六 前項第三号、第五号又は第七号に掲げる作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊勤務手当の額は、前項の規定により職員が受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。
- 七 警察職員が東日本大震災に対処するため第三十三条第一項第十号に掲げる作業に引き続き五日以上従事したときは、同号の規定により定められる額にその百分の百に相当する額を加算した額を支給する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (適用)
- 2 この条例による改正後の岡山県職員特殊勤務手当支給条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。
- (給与の内払)
- 3 この条例による改正前の岡山県特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて、平成二十三年三月十一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

#### 改正理由

東日本大震災に対処するための作業に従事した職員に対して、国家公務員に準じて特殊勤務手当を支給することとする等所要の改正を行う必要がある。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例新旧対照表

新	旧
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>(税務特別手当支給条例の廃止)</p> <p>3 略</p> <p>4 (東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例)</p> <p>第二十三条第一項に定めるもののほか、災害応急作業等従事職員の特務手当は、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業</p> <p>二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下この項において「本部長指示」という。)により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>三 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業(前二号に掲げるものを除く。)</p> <p>四 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととさ</p>	<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

- れた区域の屋外において行う作業（前三号に掲げるものを除く。）
- 5| 前項の手当の額は、作業一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一| 前項第一号に掲げる作業のうち次号に掲げるもの以外のもの  
二万円（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあつては、二万円にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）
- 二| 前項第一号に掲げる作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 五千円
- 三| 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 一万円（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあつては、一万円にその百分の百に相当する額を加算した額）
- 四| 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 二千円
- 五| 前項第三号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 五千円
- 六| 前項第三号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千円
- 七| 前項第四号に掲げる作業 二千五百円
- 6| 前項第三号、第五号又は第七号に掲げる作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊勤務手当の額は、前項の規定により職員が受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。
- 7| 警察職員が東日本大震災に対処するため第三十三条第一項第十号に掲げる作業に引き続き五日以上従事したときは、同号の規定により定められる額にその百分の百に相当する額を加算した額を支給する。